

令和5年度福島県廃炉関連産業連携体制構築事業
業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、「令和5年度福島県廃炉関連産業連携体制構築事業業務委託」に関する業務の委託に適用する。

2 本委託業務の処理は、委託契約書に定めるもののほか、すべて仕様書に基づいて行うものとする。本仕様書に明記のない事項であっても、委託業務処理に当然必要と認められる事項については、委託者の指示により、受託者の負担においてこれを処理するものとする。

(業務目的)

第2条 本県は、福島総合計画、福島県復興計画等に基づき、福島イノベーション・コースト構想の重点分野の一つである廃炉について、県内企業の参入支援を進めることにより、廃炉関連産業の育成、集積を目指している。令和2年7月に「福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局」を新設し、これまで600件を超える受注を支援した。

2020年3月末に東京電力が策定した「復興と廃炉の両立に向けた福島の皆様へのお約束」においては、設備の保守・点検や日常的な物品購入といった基盤的業務に加え、新たな技術開発を要するものづくり等においても県内企業への発注を行う旨が示されている。

そこで本業務は、中核となる県内企業の掘り起こしを行い、情報共有の場(プラットフォーム)を創出し、廃炉作業における理解醸成や業種ごとの課題共有を行うことを目的とする。また、中核となる県内企業に対し、廃炉産業参画に向けたコンサル支援を行い、県内企業の技術力向上、競争力強化を図ることを目的とする。

(本業務の期間)

第3条 契約の日から令和6年3月15日(金)まで

(予算上限額)

第4条 28,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

(業務内容)

第5条 廃炉関連産業に関する以下の業務を行うこと。

(1) 中核となる地元企業の掘り起こし及び情報共有の場の提供

① 中核となりうる企業へのコンサル支援

○新規参入や業務拡大に取り組む意欲を持ち、1次・2次下請けからステップアップを目指す中核となりうる県内企業(5社程度)の掘り起こし、課題の聞き取り及びコンサル支援への意向調査を行う。

○当該支援に応じた企業に対してコンサル支援を実施し、課題抽出等を行う。

○当該支援に応じた企業を中核企業にステップアップするために必要な支援項目を整理し、実施する。

○掘り起こした県内企業の関連企業をリストアップする。

② 情報共有の場の提供

○中核となりうる企業と連携し相乗効果が見込める企業(5~10社程度)及び関係団体等を集め、様々な課題を含む意見交換の場を設定する。

○意見交換の内容に応じてワークショップを開催し、アクションプランを作成する。

○ワークショップの実施に係る内容(参加者、会場、開催形態等)について決定する。
なお、決定にあたっては事前に県と協議すること。

○各ワークショップ開催後、速やかに内容をまとめること。

○意見交換の場およびワークショップは非公開で行うものとする。

- ※ワークショップの活動内容は以下を想定する。ただし、他の提案も可能とする。
- ・参加企業の廃炉関連産業への参入状況及び意見交換の内容に応じた勉強会の実施。(計2回程度)
 - ・課題抽出のための意見交換。(計2回程度)
 - ・中核となりうる企業毎のアクションプランのまとめ。(計2回程度)

(2) アクションプラン検討に資する国内の現地調査

- アクションプラン検討に資する国内の先進的な取組等を2箇所提案すること。
(想定①：県外の廃止措置に参画している企業を含む先進地等)
(想定②：地域主導型ふくしま風力O&M事業化ワーキンググループの取組)

- ワークショップ参加企業に同行の意向がある場合は、視察に係るサポートを行うこと(参加企業に係る旅費は別途協議とする)。

- 現地での調査内容を決定し、提案すること。決定にあたっては事前に県と協議すること。

※現地調査の内容は以下を想定する。

- ・調査工程の立案および資料作成
- ・訪問先との調整(見学、意見交換を含む)。
- ・現地調査に係る業務(旅行券の手配(県職員分については手配のみとし支払いは旅行者が行う。)、現地移動のための車両の手配等)
- ・視察内容を結果報告書として提出

(3) 海外の先行事例の文献調査

- 廃止措置となっている海外の事例について文献調査をし、報告書として提出すること。
※先進地の例としてはフランス、アメリカ等を想定。

- 調査内容は、以下を含むこと。

- ① 原子力施設廃止措置の現状
- ② 企業クラスターの形成状況とその形成過程
- ③ 企業が廃炉産業に参入するうえで課題となる事項
- ④ 技術者の育成プログラム
- ⑤ その他、福島県の廃炉関連産業の事業構築及び参入を目指す企業にとって参考となる先進的な取り組み事例など

(4) 事業実施報告書

事業実施結果を報告書にとりまとめ、県へ提出すること。なお、事業実施中に目途が立った案件については、事業実施期間中であっても随時報告・提言を行う。

事業実施報告書については令和6年2月28日までに暫定版を提出することとし、事業実施期間終了日までに調整を終えて提出するものとする。

また、参加企業以外に共有する報告書も整備すること。

(成果品)

第6条 成果品として、以下のものを指定された期日までに、県の指定する担当者に提出すること。

報告書については、内容及び体裁について予め十分な時間をとって県と協議しその承認を受けて作成すること。また、電子媒体で提出するものについては、Microsoft Word、Excel、Power Point で作成し、格納媒体はCD-Rとすること。

- (1) 調査報告書(A4判簡易製本) 2部

(関係機関との協議)

第7条 受託者は、受託業務の遂行にあたって必要とする資料の収集に際し、関係機関の協力を得る場合は、あらかじめその旨を委託者に連絡した上でこれを行わなければならない。

(疑義についての指示)

第8条 受託者は、受託業務の遂行に関し、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者の指示を受けるものとする。

(作業等の打合せ)

第9条 打合せ協議は、業務着手時、進捗状況報告、納品時を基本とするが、業務進捗状況に合わせて必要に応じて実施する。

(完成検査)

第10条 検査には、受託者の担当者が立ち会わなければならない。

(受託者の責務)

第11条 本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任をもって対応すること。

2 受託者は、委託者から貸与を受けた資料を紛失、汚損等しないように注意して保管するものとし、委託者の承諾を受けずに公表、貸与、使用してはならない。

3 委託業務に関連する書類・領収書等は、令和11年3月31日まで保存するものとする。

4 受託者は、本業務の実施にあたり接触する企業及びその関係者と利害関係を持つなど、委託者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(個人情報の取扱)

第12条 本業務を通して知り得た個人情報及び企業の情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

2 個人情報及び企業の情報等については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

3 委託契約終了後の取扱い

前項については、本業務の委託契約が終了した後も同様である。なお、個人情報が記載された資料については、事業完了後、委託者に返還すること。

(その他)

(1) 業務体制

受託者は、本業務を遂行するにあたり、十分な知識を有するスタッフからなる体制を整えるものとする。

(2) 委託者との調整

受託者は、本業務を遂行するにあたり、委託者と十分調整した上で業務を行い、委託者の指示に従うものとする。

(3) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、委託者と協議の上、決定するものとする。

(4) 留意事項

ア 成果の帰属

本業務により得られた成果は、原則として委託者に帰属するものとする。

イ 本業務の引継

受託者は、本業務に係る契約の終了後、他社に本業務の引継を行う必要が生じた場合は、本業務の継続性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継に努めるものとする。

ウ 本業務は、国の財源を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となること。

エ 受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、委託者に協力しなければならない。

オ 本業務に関連し、受託者の故意又は過失など受託者の責により委託者に損害が生じた場合は、受託者は委託者に対してその損害を賠償しなければならない。